

耐火物技術協会表彰規程

昭和53年	5月18日	制定
昭和54年	1月31日	改定
昭和57年	5月20日	改定
昭和59年	10月24日	改定
昭和60年	5月15日	改定
昭和61年	5月14日	改定
平成3年	7月11日	改定
平成3年	10月16日	改定
平成9年	7月28日	改定
平成12年	7月25日	改定
平成14年	10月23日	改定
平成18年	10月19日	改定
平成20年	1月15日	改定
平成24年	4月24日	改定
平成25年	10月23日	改定
令和4年	1月28日	改定
令和6年	7月30日	改定

(総則)

第1条 定款施行細則第8章に定める表彰は、この規程の定めるところによる。

(表彰の種類及び件数)

第2条 協会賞は次の七種類とし、年次総会にて表彰授与する。各賞の表彰件数は、原則、下記の件数とする。

(1) 功労賞	賞状及び副賞	2件以内
(2) 功績賞	同 上	4件以内
(3) 貢献賞	同 上	4件以内
(4) 若林論文賞	同 上	4件以内
(5) 福井進歩賞	同 上	4件以内
(6) 技術報告賞	同 上	4件以内
(7) 優秀技術者賞	同 上	5件以内

(功労賞)

第3条 本会員であつて耐火物の進歩発展に顕著な功労並びに本会の目的達成と運営に多大の功労のあった個人に授与する。

2. 理事、監事又は委員会委員長として通算15年以上在任し、当該年4月1日現在満60才以上の個人（現役は除く）を原則とする。ただし、会長、副会長、支部長、担当理事、監事、委員会委員長（編集委員会委員長を含む）又は研究会幹事長及び耐火物協会会长は、その在任期間を3倍として加算する。
3. 事務局長、常務理事又は専務理事として通算15年以上在任し、当該年4月1日現在満60才以上の個人（現役は除く）を原則とする。

(功績賞)

第4条 会員歴10年以上の本会員であつて、耐火物並びにその周辺技術に関する研究、発明、技術開発などの分野で顕著な功績のあった個人、あるいは、その個人を含むグループを対象とする。

2. 賛助会員に所属するグループに授与するときは、賞状にそれぞれの会社名を明記する。ただし、副賞は代表者のみに授与する。

(貢献賞)

第5条 本会員、あるいは、本会関連団体、業界の者で、本会の目的を達成するため、特別の貢献があつたと認められる下記の(1)～(2)に該当する個人、あるいは、団体に授与する。

- (1) 本会の本部及び支部活動を通じ、当会の発展に貢献した個人、あるいは、団体
- (2) 本会の委員会活動に貢献した個人、あるいは、団体

(若林論文賞)

第6条 本賞は本会創立者・若林滋氏の功績を記念し設置したものである。

本会員、あるいは、賛助会員に所属し、本会機関誌に優秀な論文、報文を発表し、技術の進歩に寄与した個人、あるいは、そのグループに授与する。

(福井進歩賞)

第7条 本賞は本会の発展に尽力された福井哲氏の功績を記念し設置したものである。

本会員、あるいは、賛助会員に所属し、本会機関誌に積極的に投稿するなど技術の進歩、発展に意欲のある当該年4月1日現在満35歳以下の個人に授与する。

(技術報告賞)

第8条 本賞は、本会会員、あるいは賛助会員に所属し、主筆した技術報告が本会機関誌に多数掲載された実績を通じて、価値ある技術的知見を発表した個人に授与する。

(優秀技術者賞)

第9条 本賞は耐火物の産業及び科学・技術の発展のため、その職域において多年にわたり貢献した技能者に授与する。

(選考委員会)

第10条 受賞者選考のため、次の協会賞選考委員会をおく。

- (1) 功労賞・貢献賞選考委員会
- (2) 功績賞選考委員会
- (3) 若林論文賞・福井進歩賞・技術報告賞選考委員会
- (4) 優秀技術者賞選考委員会

(功労賞・貢献賞選考委員会)

第11条 功労賞・貢献賞選考委員会は、会長が委員長となり、前会長、副会長、支部長、企画委員長、標準化委員長、研究会幹事長及び常任理事のなかから若干名を委員として会長が委嘱する。

(功績賞選考委員会)

第12条 功績賞の選考委員会は、副会長1名を委員長とし、支部長、企画委員長、標準化委員長及び研究会幹事長のなかから若干名を委員とし、会長が委嘱する。

(若林論文賞・福井進歩賞・技術報告賞選考委員会)

第13条 若林論文賞・福井進歩賞・技術報告賞選考委員会は、編集委員長を委員長とし、編集委員、学識経験者及び研究会幹事長からの若干名の選考委員を委員長が委嘱する。

(優秀技術者賞選考委員会)

第14条 優秀技術者賞選考委員会は、副会長1名を委員長とし、前会長、副会長、支部長、企画委員長、標準化委員長及び研究会幹事長のなかから若干名を委員とし会長が委嘱する。

(選考委員会の任期及び代理)

第15条 委員の任期及び代理は、次のとおりとする。

- (1) 任期は、1年とする。但し重任は妨げない。
- (2) 代理出席は認めない。

(受賞候補者の推薦)

第16条 受賞候補者の推薦は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞は、規程第3条に定めた該当者につき専務理事が受賞候補者名簿を作成する。
- (2) 功績賞、貢献賞は、会長、各支部長、企画委員長、標準化委員長及び研究会幹事長が各2名以内を推薦することができる。ただし、自薦は認めない。
- (3) 優秀技術者賞は、各支部長が2名を限度に推薦することができる。
- (4) 推薦者は毎年12月末日までに所定の推薦書を事務局に提出する。

(選考方法と答申)

第17条 選考委員会は、毎年1月中までに委員会を開催し、選考委員長は、選考結果を1月末までに会長に答申するものとする。

(決定)

第18条 会長は、選考委員会の結果を常任理事会にはかり、受賞者を決定するものとする。

(本規程の変更)

第19条 本規程を変更する場合は、常任理事会の決議を経て行う。